

改葬のお手続きについて

- 寺院墓地、納骨堂、一時的に安置している自宅等から他に遺骨を移す際、改葬許可証が必要です。
- 現在遺骨のある墓地等の所在地である市区町村の窓口で改葬の手続きを行うと、改葬許可証が発行されます。
- 申請場所が他の市区町村役場の場合は必要書類が異なりますので、そちらにお問い合わせください。

改葬の流れ

1. 現在の墓地に関係する親族や寺院等と打ち合わせをし、新しい墓地を決める。
2. 新しい墓地の管理者から受入証明書をもらう。
3. 現在の墓地の管理者から埋葬、埋蔵証明書をもらう。
4. 現在遺骨のある墓地等の所在地である市区町村の窓口で改葬許可申請を行い、改葬許可証を受け取る。
5. 現在の墓地の管理者へ改葬許可証を見せ、遺骨を引き取る。※改葬許可証は提出しない。
6. 新しい墓地の管理者に改葬許可証を提出して遺骨を納める。
7. 元のお墓が不要な場合は管理者に墓地の返還手続きを行い、墓石の解体、撤去をして更地に戻す。

【必要書類】 ※角田市に申請する場合は下記①、②が必要です。

書 類	内 容
① 改葬許可申請書	新しい墓地使用者が申請してください。遺骨1体につき1枚必要です。遺骨が2体以上ある場合は別紙をご利用ください。 改葬許可申請書の下部に現在の墓地管理者から埋葬・埋蔵の事実を証明する署名・押印が必要です。現在の墓地管理者が作成した、埋葬・埋蔵の事実を証明した埋葬、埋蔵証明書でも代用できます。また、墓地から遺骨を引き取って一時的に自宅で安置していた場合、安置する前に埋葬していた墓地管理者が作成した遺骨引渡証明書でも代用できます。
② 受入証明書	新しく遺骨を移す先の墓地管理者が改葬手続きのために作成したもの。 受入証明書がない場合は以下のもので代用することができますが、必ず原本をお持ちください(こちらで原本を確認のし、写しをいただいた後、お返しします)。 例：新しい墓地の契約書、権利書、永代使用权証明書、使用許可証 等

※上記①、②とあわせ、下記の書類が必要な場合があります。

書 類	内 容
③ 改葬承諾書	現在の墓地使用者と新しい墓地使用者(改葬許可申請者)が異なる場合には、現在の墓地使用者の承諾が必要になります。
④ 委任状	新しい墓地使用者(改葬許可申請者)以外の方が手続きをする場合は、委任状が必要です。 来庁した方の氏名等を、委任状に記載されているご本人か確認させていただきます。 (免許証、マイナンバーカード等)
⑤ 返信用封筒	改葬許可証の交付を郵送でご希望の場合はご用意ください。申請者のご自宅に送付します。宛先の記入・切手の貼付をお願いします。 郵送での申請の際も必須となります。

よくある質問

Q. 改葬の手続きに費用はかかりますか？

A. 改葬の手続きは無料です。

Q. 同じ霊園の違う区画に遺骨を移す場合、改葬手続きは必要ですか？

A. 「改葬」に当たりますので手続きが必要です。

Q. 火葬後に一度も埋葬・納骨せず、自宅で安置していた遺骨を墓地に移す場合、改葬手続きは必要ですか？

A. 初めて墓地に埋葬する場合は「改葬」には当たりません。火葬場で交付された埋葬許可証(火葬許可証に火葬執行済と押印されたもの)を埋葬先の墓地管理者に提出し、埋葬してください。埋火葬許可証を紛失した場合は死亡届を提出した市区町村役場へお問い合わせください。

Q. 外国のお墓に埋葬していましたが、日本の墓地に移すため一時的に自宅で安置しています。改葬手続きはどこですればよいですか？

A. 安置している自宅の住所地である市区町村の窓口で改葬の手続きをしてください。

Q. 外国で死亡し火葬しましたが、日本の墓地に埋葬する場合、どんな手続きが必要ですか？

A. 外国で死亡し火葬した場合は、初めての埋葬であっても改葬手続きが必要です。現在遺骨を安置している所または死亡届を提出した市区町村の窓口で改葬の手続きをしてください。必要書類が異なりますので、該当する市区町村の窓口へお問い合わせください。

Q. 現在の墓地から遺骨の一部を他の墓地へ分けて納める場合、改葬手続きは必要ですか？

A. 遺骨の一部を他の墓地へ分けて納めることを「分骨」と言います。改葬手続きは必要ありませんが、分骨証明書が必要です。火葬場で骨あげの際に分骨する場合は、火葬場が発行しており、墓地に遺骨を埋葬した後に分骨する場合は、墓地の管理者が発行しています。

受付窓口

〒981-1592

宮城県角田市角田字大坊 41 番地

角田市役所 東庁舎 1 階

市民課 市民係

電話 0224-63-2116